



国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25- 1 1 1 4、支所市民福祉課市民税務係 ☎ 72- 1 3 3 3、熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8- 5 2 2- 5 0 1 2

○令和3年4月から国民年金保険料及び年金額が改定されました

▶国民年金保険料額（月額）

1万6,610円（昨年度から70円増額）

※保険料は、まとめて前払い（前納）することで割引が受けられます。

▶老齢基礎年金額（年額）

78万900円（昨年度から800円減額）

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付し、65歳から受給した場合の年金額です。

▶障害基礎年金額（年額）

1級 97万6,125円（昨年度から1,000円減額）

2級 78万900円（昨年度から800円減額）

※別途「子の加算」あり（18歳到達年度末日までの子、または20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子が対象）

◎現在年金を受給されている方は、6月上旬に日本年金機構より送付される年金額についてのお知らせで、自身の年金額をご確認ください。

○「学生納付特例制度」の受付を開始しました

国民年金は、20歳以上の誰もが加入し、保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金受給のために必要な期間（＝受給資格期間）に算入され、障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

4月1日より令和3年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。なお、

○受け取る年金額を増やすこともできます

▶付加保険料の納付

毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めることで、下記のとおり、老齢基礎年金に加算され、年金受給額を増やすことができます。

【例】40年間（480月）付加保険料を納付した場合

○付加保険料の納付総額

400円×480月＝19万2,000円

○将来受給できる付加年金額（年額）

200円×480月＝9万6,000円

※国民年金基金加入者や保険料の免除等を受けている場合は利用できません。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象 国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳未満）

手続き先 市民課または支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳または基礎年金番号通知書

②本人確認書類（マイナンバーカード等）

▶免除等の期間の保険料を納付できます

保険料の免除等を受けていた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合に比べ、年金額が少なくなります。

ただし、この期間が10年以内（例えば、平成23年5月分は令和3年5月まで）であれば、納付（追納）することにより、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

※過去3年度以前の期間の追納は、当時の保険料に一定の加算金が発生します。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象 過去10年以内に、免除、納付猶予（若年者納付猶予）、学生納付特例を受けた期間のある方

手続き先 市民課または支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳または基礎年金番号通知書

②本人確認書類（マイナンバーカード等）

■減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1～3級及び5級
聴覚	2級または3級
視覚	1～3級及び4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1～3級
療育手帳	Ⓐ または A
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳ⒶまたはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

★軽自動車税種別割に関すること
 課税課 ☎ 25-1122-251191、支所市民福祉課 ☎ 72-1333-721630

★自動車税種別割に関すること
 と・本庄県税事務所 ☎ 22-6100-222844

★軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割に関すること
 自動車税事務所 ☎ 8011-048-5321

心身障害者等の「軽自動車税・自動車税」

が減免になります

左表に該当する心身障害者等が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税種別割・環境性能割、自動車税種別割・環境性能割が減免になります。

要件（いずれかに該当の場合）

- 車両の所有者及び運転者が、障害者本人または障害者と生計をともにする方
- 車両の所有者が障害者本人で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

軽自動車税種別割の手続

申請場所 課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（ア）

令和2年度に軽自動車税種別割の減免を受けた方について、申請事項の変更の有無によって手続きが変わります。

申請期間 7月30日(金)まで

昨年度軽自動車税種別割の減免を受けた方へ
継続申請について

変更がない場合 今年度の申請は不要です。該当の方への減免決定通知書は5月に送付する納税通知書に同封します。

変更がある場合 運転者が変更になる、車両が変わるなどの場合、申請が必要です。詳しくは、☎または課税課でご確認ください。

軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の手続

申請場所 県内各県税事務所

申請期間 7月30日(金)～4月1日(時)まで所有する自動車の場合

※年度途中で取得した自動車の場合は、別途期限が設定されます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、減免申請の期限を7月30日(金)まで延長しています。軽自動車税・自動車税に関する通知等で申請期限が5月31日(月)となっているものは読み替えてください。